

平成 29 年度 所定疾患施設療養費の算定状況報告

平成 29 年 4 月	111 件	平成 29 年 10 月	118 件
平成 29 年 5 月	62 件	平成 29 年 11 月	111 件
平成 29 年 6 月	75 件	平成 29 年 12 月	77 件
平成 29 年 7 月	87 件	平成 30 年 1 月	75 件
平成 29 年 8 月	71 件	平成 30 年 2 月	118 件
平成 29 年 9 月	70 件	平成 30 年 3 月	280 件
合計		1,255 件	

算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

所定疾患施設療養費について

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎・尿路感染症・带状疱疹により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ) 肺炎

ロ) 尿路感染症

ハ) 带状疱疹

平成29年度所定疾患施設療養費算定状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

- ④ 算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。